

京都府子どもの大阪・関西万博体験支援事業実施要領

令和6年9月26日付け6万第19号

第1 趣旨

大阪・関西万博（以下「万博」という。）は、多様な国の文化や価値観に触れ、国際理解を深めるとともに、未来社会について考える貴重な機会であることから、本事業は、府内の子どもたちが校外学習など教育の一環として万博を体験する際に必要な万博会場への入場料金を支援する。

本事業の実施については、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

本事業の事業内容及び期間は、以下のとおりとする。なお、支援の対象となる教育機関等は別途定める。

1 事業内容

校外学習等、教育の一環として万博会場に行く際の入場料金を全額補助する。

2 期間

万博の開催期間である令和7年4月13日から令和7年10月13日を対象期間とする。

第3 事業の実施等

1 申請

本事業の活用に係る申請をしようとする教育機関等（以下「申請者」という。）は、様式1-1により知事に対して提出するものとする。なお、教育委員会等は、様式1-2により申請者をとりまとめて知事に対して提出することができる。

2 EXP02025 デジタルチケット団体予約販売 Web サイトログイン ID 及び仮パスワードの付与

(1) 京都府は、申請者からの申請を受理した場合、博覧会協会に対して EXP02025 デジタルチケット団体予約販売 Web サイト（以下「団

体予約サイト」という。) ログイン ID 及び仮パスワードの発行を依頼する。

- (2) 申請者は前号により、博覧会協会から団体予約サイトログイン ID 及び仮パスワードが付与された場合、直ちにパスワードの再設定を行い、厳重に管理することとする。

3 仮予約

- (1) 申請者は、ログイン ID 及び再設定したパスワードにより、団体予約サイトにログインし、来場日時及び人数の登録、パビリオンや昼食会場、催事場の来館予約等を行う。
- (2) 申請者は、校外学習などの実施を委託した旅行事業者等に対して、ログイン ID 及びパスワードを共有することで団体予約サイトにて代理入力をさせることができる。

4 予約状況の報告

- (1) 申請者は、来場日時及び人数の登録後、登録を行った月の翌月の初日から起算して 10 営業日以内に、様式 2 により予約状況を京都府総合政策環境部万博・地域交流課長に報告を行う。ただし、やむを得ない事由により、登録を行った月の翌月の初日から起算して 10 営業日以内に報告できない場合は、当該日が経過する前に報告の見込み時期を京都府に連絡することとする。

5 本予約

- (1) 申請者又は申請者からログイン ID 及びパスワードを共有された旅行事業者等 (以下「代理入力者」という。) は、万博会場に来場する 10 日前までに、団体予約システムにおいて予約内容の確定登録 (以下「本予約」という。) を行わなければならない。
- (2) 本予約後における来場日時の変更及び来場者の増員はできないため、これらを行う場合は、新たに予約を取り直すこととする。
- (3) 本予約後にキャンセルを行う場合は、申請者はキャンセル料を博覧会協会に対して支払わなければならない。ただし、キャンセルすることが天災地変等やむを得ない場合はこの限りではない。

6 本予約後の状況変更の報告

申請者は、本予約後の来場日・人数について、様式 2 により報告した内容から変更があれば、速やかに様式 3 により京都府総合政策環境部万

博・地域交流課長あて報告を行う。

7 実績報告

申請者は万博会場訪問後、訪問した月の翌月の初日から起算して10営業日以内に、様式4により知事に対し実績報告を行う。その他知事が必要とするときには、別に定めるところにより、申請者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

8 精算

- (1) 博覧会協会は、申請者が本予約した来場日に、万博会場の入場ゲートを通過した人数に基づき、京都府に対して入場料金の請求を行う。
- (2) 京都府は、申請者からの実績報告と請求額を突合し、整合していた場合は、博覧会協会に対して入場料金を支払う。

第4 事前着手

申請者は、京都府が博覧会協会に支払いを行う前に博覧会協会又は委託事業者等へ入場料相当額を支払った場合、本事業の支援を受けることはできない。

第5 是正のための措置

知事は、申請者からの申請や予約状況の報告、実績報告を受け、その内容が支援の内容及び条件に適合しないと認めるときには、支援を行わない場合がある。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年9月26日から施行する。